

○袋井市移住支援空き家活用事業補助金交付要綱

令和6年3月29日

告示第41号

(趣旨)

第1条 市長は、市内の空き家の活用及び移住・定住を促進するため、移住者の居住を目的とした空き家のリフォーム工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、袋井市補助金等交付規則（平成17年袋井市規則第47号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 袋井市空き家台帳に登録された一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるものでその用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）であって、1年以上居住その他の使用がなされていないものをいう。

(2) リフォーム工事 居住の用に供する部分の修繕、模様替え、更新、取替等の工事をいう。

(3) 移住者 個人であって、第8条に規定する申請日又は入居の日から起算して1年前の日までの間において、市の住民基本台帳に登録されておらず、かつ、居住開始から引き続き5年間市に住み続ける意思があるものをいう。

(4) 所有者 個人であって、袋井市空き家台帳に記載された空き家の所有者のうち、市に空家等の管理に関する基本方針に係る同意についての同意書を提出したものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、移住者又は所有者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 市区町村税を滞納していない者

(2) 3親等以内の親族でない者と空き家の賃貸借契約を結ぶ者

(3) 移住者にあつては、空き家の所有者から第5条の補助対象事業を行うことの承諾を得ている者

(4) 次のいずれにも該当しない者

ア暴力団（袋井市暴力団排除条例（平成23年袋井市条例第30号。以下「条例」という。）

第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

イ暴力団員等（条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

ウ暴力団員等と密接な関係を有する者

エ補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が認める者

（補助対象空き家）

第4条 補助の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、昭和56年6月1日以降に建築された建築物で建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく耐震基準を満たしているもの、又は第14条に規定する事業実績報告書の提出日までに、耐震補強工事により、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める構造耐震指標が1.0以上を満たすものとする。

（補助対象事業）

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が発注する移住者の居住のために行う補助対象空き家のリフォーム工事とする。

（補助対象経費）

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象経費としない。

（1）エアコン等の家電製品の設置及び取替の費用

（2）家具、什器等の備品の費用

（3）外構工事の費用

（4）他の補助金を受けるリフォーム工事の費用

（5）その他市長が不相当と認めたもの

（補助金の額等）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、200万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 補助金の交付回数は、同一物件につき1回を限度とする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、移住支援空き

家活用事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象空き家の位置図
- (2) リフォーム工事に係る見積書の写し
- (3) リフォーム工事の計画図（配置図、平面図等）
- (4) 工事着工前の写真（リフォーム工事に係る部分）
- (5) 補助対象空き家が第4条に該当することが分かる書類
- (6) 移住者にあつては、補助対象事業を行うことに係る所有者の承諾書
- (7) 市区町村税の納税証明書
- (8) その他市長が必要と認めるもの

2 申請者は、補助対象事業の着手前に当該補助対象事業について、交付の決定を受けなければならない。

（交付の決定）

第9条 市長は、補助金交付申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、移住支援空き家活用事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（交付の条件）

第10条 交付を決定するときは、所有者が次に掲げる事項を遵守することを条件とする。

- (1) 事業実施後の管理及び活用状況を定期的に市に報告すること。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても適切に管理すること。
- (3) 事業完了後10年間は、移住者を対象とした賃貸住宅として補助対象空き家を使用すること。この場合において、移住者が決定し、補助対象空き家に入居した場合は、移住者（世帯全員）が入居したこと及び入居する前日まで市外に継続して1年以上居住していたことを証明できる戸籍の附票の写し等を提出すること。
- (4) 移住者は所有者と3親等以内の親族でない者とする。

（計画の変更等）

第11条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助申請額に変更がある場合は補助事業を遂行する前までに、施工箇所及び施工方法に変更がある場合は速やかに、移住支援空き家活用事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し

なければならない。

2 市長は、前項の申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、移住支援空き家活用事業変更承認通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（計画の遅滞等）

第12条 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに移住支援空き家活用事業遅滞等報告書（様式第5号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（様式第6号）により交付決定者に指示するものとする。

（補助事業の廃止又は中止）

第13条 交付決定者が補助事業の廃止又は中止をしようとする場合は、移住支援空き家活用事業計画廃止（中止）届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（事業実績報告）

第14条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して1月を経過した日又は交付の決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、移住支援空き家活用事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）リフォーム工事費用の領収書の写し
- （2）リフォーム工事の施工中及び完成時の写真
- （3）その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、移住支援空き家活用事業交付確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第16条 補助金の確定通知を受けた者は、当該通知を受領した日から起算して10日以内に移住支援空き家活用事業補助金請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第17条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の

交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 第3条又は第4条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 第10条に規定する交付の条件を満たしていないことが判明したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行規則)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付した補助金については、第10条及び第17条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

附 則 (令和7年3月31日告示第78号)

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の袋井市移住支援空き家活用事業補助金交付要綱の規定により使用している様式は、改正後の袋井市移住支援空き家活用事業補助金交付要綱の規定による様式とみなす。

附 則 (令和8年3月27日告示第106号)

この告示は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

移住支援空き家活用事業補助金交付申請書

年 月 日

袋井市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

袋井市移住支援空き家活用事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請
します。

（添付書類）

- 1 補助対象空き家の位置図
- 2 リフォーム工事に係る見積書の写し
- 3 リフォーム工事の計画図（配置図、平面図等）
- 4 工事着工前の写真（リフォーム工事に係る部分）
- 5 補助対象空き家が第4条に該当することが分かる書類
- 6 移住者にあっては、補助対象事業を行うことに係る所有者の承諾書
- 7 市区町村税の納税証明書
- 8 その他市長が必要と認めるもの

事業計画書

1 改修事業予算

事業予算額	補助対象経費	その他経費
円	円	円

2 補助対象経費内訳 別紙のとおり

3 事業計画

事業実施場所 (住宅所在地)			
補助対象者	住所	〒	
	ふりがな		連絡先
	氏名		(電話)
	移住者・所有者の別	(移住者・所有者)	
施工業者	住所	〒	
	名称		連絡先
	代表者		(電話)
改修事業の内容 (具体的に)			
事業実施期間		年 月 日 ~	年 月 日
建物全体の 延床面積	m ²	住宅部分の 延床面積	m ²
空き家台帳 登録番号			
備考			

別紙

補助対象経費内訳書

	改修内容	経費
1	水道、ガス又は電気設備の改修	円
2	台所、トイレ、洗面所又は風呂の改修	円
3	内装、外装又は屋根の改修	円
4	その他の改修（具体的に記入してください。）	円
合計		円

誓約書兼同意書

年 月 日

袋井市長

住 所
所有者 氏 名
電話番号

移住支援空き家活用事業補助金の交付の決定に当たり、第10条の交付の条件について誓約し、本誓約書の内容について市が引き続き調査することに同意します。

(交付の条件)

- 1 事業実施後の管理及び活用状況を定期的に市に報告すること。
- 2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても適切に管理すること。
- 3 事業完了後10年間は、移住者を対象とした賃貸住宅として補助対象空き家を使用すること。この場合において、移住者が決定し、補助対象空き家に入居した場合は、移住者（世帯全員）が入居したこと及び入居する前日まで市外に継続して1年以上居住していたことを証明できる戸籍の附票の写し等を提出すること。
- 4 移住者は3親等以内の親族でない者とする。

様式第2号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

袋井市長

移住支援空き家活用事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった移住支援空き家活用事業補助金について、次の条件を付して交付することを決定したので通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の条件

- (1) 事業実施後の管理及び活用状況を定期的に市に報告すること。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても適切に管理すること。
- (3) 事業完了後10年間は、移住者を対象とした賃貸住宅として補助対象空き家を使用すること。この場合において、移住者が決定し、補助対象空き家に入居した場合は、移住者（世帯全員）が入居したこと及び入居する前日まで市外に継続して1年以上居住していたことを証明できる戸籍の附票の写し等を提出すること。
- (4) 移住者は3親等以内の親族でない者とする。

様式第3号（第11条関係）

移住支援空き家活用事業変更承認申請書

年 月 日

袋井市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり承認を申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

- (1) 変更後の配置図
- (2) 変更後の平面図
- (3) 変更後の見積書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

変更事業計画書

1 改修事業予算

事業予算額	補助対象経費	その他経費
円	円	円

2 補助対象経費内訳 別紙のとおり

3 変更事業計画

事業実施場所 (住宅所在地)			
補助対象者	住所	〒	
	ふりがな		連絡先 (電話)
	氏名		
	移住者・所有者の別	(移住者・所有者)	
施工業者	住所	〒	
	名称		連絡先 (電話)
	代表者		
改修事業の内容 (具体的に)			
事業実施期間		年 月 日 ~	年 月 日
建物全体の延床面積		m ²	住宅部分の延床面積 m ²
空き家台帳登録番号			
備考			

別紙

補助対象経費変更内訳書

	改修内容	経費
1	水道、ガス又は電気設備の改修	円
2	台所、トイレ、洗面所又は風呂の改修	円
3	内装、外装又は屋根の改修	円
4	その他の改修（具体的に記入してください。）	円
合計		円

様式第4号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

袋井市長

移住支援空き家活用事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった移住支援空き家活用事業変更承認申請について、変更を承認したので通知します。

1 変更の理由

2 変更の内容

3 補助金の変更決定額

(1) 当初補助金交付決定額 円

(2) 変更後の補助金交付決定額 円

様式第5号（第12条関係）

移住支援空き家活用事業遅滞等報告書

年 月 日

袋井市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業について、次のとおり事業の遅滞等が生じたので報告します。

- 1 遅滞等の内容
- 2 遅滞等の理由

様式第6号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

袋井市長

指示書

年 月 日付けで報告のあった移住支援空き家活用事業の遅滞等について、
次のとおり指示します。

指示の内容

様式第7号（第13条関係）

移住支援空き家活用事業計画廃止（中止）届

年 月 日

袋井市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業について、次により廃止（中止）したいので届け出ます。

廃止（中止）の理由

様式第8号（第14条関係）

移住支援空き家活用事業実績報告書

年 月 日

袋井市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が次のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 完了年月日 年 月 日

2 添付書類

- (1) リフォーム工事費用の領収書の写し
- (2) リフォーム工事の施工中及び完成時の写真
- (3) その他市長が必要と認めるもの

事業実績報告書

1 改修事業決算

事業決算額	補助対象経費	その他経費
円	円	円

2 補助対象経費内訳 別紙のとおり

3 事業実績報告

事業実施場所 (住宅所在地)				
補助対象者	住所	〒		
	ふりがな		連絡先	
	氏名		(電話)	
	移住者・所有者の別	(移住者・所有者)		
施工業者	住所	〒		
	名称		連絡先	
	代表者		(電話)	
改修事業の内容 (具体的に)				
事業実施期間		年 月 日 ~ 年 月 日		
建物全体の延床面積		m ²	住宅部分の延床面積	m ²
空き家台帳登録番号				
備考				

別紙

補助対象経費実績内訳書

	改修内容	経費
1	水道、ガス又は電気設備の改修	円
2	台所、トイレ、洗面所又は風呂の改修	円
3	内装、外装又は屋根の改修	円
4	その他の改修（具体的に記入してください。）	円
合計		円

様式第9号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

袋井市長

移住支援空き家活用事業交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した移住支援空き家活用事業
補助金の交付について、次のとおり確定したので通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

様式第10号（第16条関係）

移住支援空き家活用事業補助金請求書

年 月 日

袋井市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の確定を受けた移住支援空き家活用事業補助金として、次のとおり請求します。

請求金額 円

振込先

金 融 機 関	銀 行 信用金庫 農業協同組合 労働金庫	支 店 名	
フリガナ			
口座名義			
口座種別	普通 ・ 当座		
口座番号			

様式第1号 (第8条関係)

様式第2号 (第9条関係)

様式第3号 (第11条関係)

様式第4号 (第11条関係)

様式第5号 (第12条関係)

様式第6号 (第12条関係)

様式第7号 (第13条関係)

様式第8号 (第14条関係)

様式第9号 (第15条関係)

様式第10号 (第16条関係)